

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第1号

平成30年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月6日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 蕨 和 雄

1. 期 日 平成30年2月13日(火) 午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟2階大会議室

○平成30年2月13日

○現在議員5名で次のとおり

議長	中	村	孝	治
副議長	須	藤	伸	次
2番	酒	瀬	川	一
3番	平	野	裕	子
4番	久	野	妙	子

平成30年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

平成30年2月13日（火曜日）午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 開議の宣告

3. 諸般の報告

4. 会議録署名議員の指名

5. 会期の決定

6. 議案の上程

議案第1号から議案第4号まで

7. 提案理由の説明

議案第1号から議案第4号まで

8. 議案第1号から議案第4号まで、質疑、討論、採決

9. 閉 会

○出席議員（4名）

議長	中	村	孝	治
副議長	須	藤	伸	次
3番	平	野	裕	子
4番	久	野	妙	子

○欠席議員（1名）

2番	酒	瀬	川	健	一
----	---	---	---	---	---

○執行部

管	理	者	蕨	和	雄		
副	管	理	者	小	坂	泰	久

○説明のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	石	井	康	秀	
技		監		齋	藤	雅	文	
主		幹		坂	上	雅	敏	
会	計	管	理	者	菊	間	隆	夫

○構成市町出席職員

佐	倉	市	井	坂	幸	彦
環	境	部	部	長		
佐	倉	市	田	中	眞	次
環	境	部	廃	棄	物	
対	策	課	課	長		
酒	々	井	芝	野	芳	弘
参		町	事			

○議会事務局出席職員氏名

総	務	課	櫻	井	江	里	佳
人	事	給	与	係	長		

○連絡員

施	設	管	理	課	荒	川	修	
副	主	幹						
施	設	管	理	課	上	田	圭	二
施	設	係	長					

總 務 課 秋 葉 瞳
主 査 補

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時31分)

○議長（中村孝治） ただいまの出席議員は4人であります。

したがって、平成30年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、今期定例会において、清掃組合の映像取材を許可しておりますので、ご了承願います。

また、ご発言は着席のままで、お願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中村孝治） 日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、行政報告について、事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長。

○事務局長（石井康秀） 事務局長の石井康秀でございます。お許しをいただきまして、当組合のごみ焼却施設基幹的設備改良工事の進捗状況及び施設の延命化に伴う酒々井リサイクル文化センター地元協議会につきましてご報告いたします。

ごみ焼却施設基幹的設備改良工事につきましては、平成28年度から3ヵ年計画で行っており、平成28年度はD系焼却炉と共通系の電気設備、平成29年度は機器の整備範囲が最も広いC系焼却炉、平成30年度はB系焼却炉の整備を行い工事竣工となります。平成30年1月末現在の進捗状況につきましては、全工程の7割が完了いたしております。

次に酒々井リサイクル文化センター地元協議会についてでございますが、平成28年1月に策定いたしましたごみ焼却施設長寿命化総合計画におきまして、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の完了後15年間は施設を稼働する計画となっております。現在の場所で引き続き施設を稼働するためには周辺住民のご理解が必要となりますことから、本年の1月26日に地元協議会を開催したところ稼働期間の延長についてご了承をいただきましたことから、平成30年2月7日に覚書を締結いたしましたところでございます。

以上ご報告を申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村孝治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第68条の規定により、平野裕子議員、久野妙子議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中村孝治） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（中村孝治） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。

◎議案第1号～議案第4号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（中村孝治） 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（藤 和雄） 管理者であります佐倉市長の藤和雄でございます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。ただいまから、本日提案をいたします議案4件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成30年度清掃組合一般会計予算であります。当組合におきましては、従前より施設の効率的な運営に取り組み、経費削減に努めており、平成30年度におきましても引き続きごみの適正処理を確保しながら、歳出の抑制に取り組んでおります。また、平成28年度より3カ年の期間において、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業を行っており、事業の最終年度となっております。

予算の内容でございますが、歳入歳出予算の総額は29億5,286万9,000円で、前年度に比べて5億3,161万5,000円の減額となっております。

歳入の主なものは、佐倉市及び酒々井町の負担金並びにごみ処理に係る手数料の他、国庫補助金及び地方債でございます。

歳出の主なものは、施設の維持管理等ごみ処理に要する経費並びに施設建設に係る償還金及びごみ焼却施設基幹的設備改良事業に係る経費でございます。

議案第2号は、平成29年度清掃組合一般会計補正予算第3号であります。今回の補正額は、6,950万

4,000円の増額補正であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億2,689万7,000円にいたそうとするものであります。

歳入の主なものは、ごみ搬入量の増加によるごみ処理手数料の増額及びカンの売却量の増加に伴うカン売り払い収入の増額が主なものでございます。また、歳出の主なものは、職員1名減による人件費の減額及び業務を精査したことによる需用費の減額でございます。以上のことに伴い、財政調整基金積立金を8,272万4,000円増額し、平成29年度積立金総額を1億1,709万3,000円にいたそうとするものでございます。

債務負担行為につきましては、平成30年4月1日から業務を行うため、追加補正いたそうとするものでございます。

議案第3号につきましては、千葉県人事委員会勧告に準拠し給与制度を見直しするものとし、一般職職員の給与に関する条例を改正いたそうとするものでございます。

議案4号につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業期間について、子が2歳に達するまで延長できる要件を定めようとするものでございます。

以上、本日提案をいたしました議案について説明を申し上げます。何とぞご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（中村孝治） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（石井康秀） 事務局長の石井康秀でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。議案第1号、平成30年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。読み上げさせていただきます。

平成30年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算。

平成30年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億5,286万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第292条の規定により準用する同法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条、地方自治法第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条、地方自治法第292条の規定により準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出

予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年2月13日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

2 ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。1款分担金及び負担金8億9,563万7,000円、2款使用料及び手数料3億9,914万円、3款国庫支出金3億3,162万円、4款財産収入2万9,000円、5款繰入金2,000万円、6款繰越金1,000円、7款諸収入8,914万2,000円、8款組合債12億1,730万円、歳入合計29億5,286万9,000円でございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。1款議会費29万7,000円、2款総務費1億4,859万2,000円、3款衛生費26億1,278万1,000円、4款公債費1億8,917万円、5款諸支出金2万9,000円、6款予備費200万円、歳出合計29億5,286万9,000円でございます。

4 ページをお願いいたします。第2表、地方債でございます。起債の目的はごみ焼却施設基幹的設備改良事業債、限度額は10億6,230万円及び市町村振興債（県貸付金）、限度額は1億5,500万円でございます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。平成30年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出予算事項別明細書でございます。右側の比較の欄をごらんください。1款分担金及び負担金は1,894万5,000円の減額、2款使用料及び手数料は1,918万円の増額、3款国庫支出金は3億3,189万5,000円の減額、4款財産収入は4,000円の増額、5款繰入金及び6款繰越金は前年度同額、7款諸収入は2,764万1,000円の増額、8款組合債は2億2,760万円の減額でございます。歳入合計といたしましては5億3,161万5,000円の減額でございます。

7 ページをお願いいたします。歳出でございます。表の中央でございます比較の欄をごらんください。1款議会費は1万1,000円の増額、2款総務費は1,282万6,000円の減額、3款衛生費は4億8,603万9,000円の減額、4款公債費は3,276万5,000円の減額、5款諸支出金は4,000円の増額、6款予備費は前年度同額でございます。歳出合計といたしましては5億3,161万5,000円の減額でございます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。歳入の詳細でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組織市町負担金につきましては8億2,911万7,000円でございます。内訳といたしまして、1節佐倉市負担金は7億3,262万4,000円、2節酒々井町負担金は9,649万3,000円でございます。1目組織市町負担金の経常経費の負担金の総額と、平成29年度との比較につきましては、3,276万9,000円の減、3.8パーセントの減となっております。2目組織市町負担金の臨時経費につきましては、6,652万円でございます。1節佐倉市負担金は5,943万6,000円、2節酒々井町負担金は708万4,000円でございます。

臨時経費分につきましては、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の一般財源分でございます。負担金の詳細につきましては、後程ご説明させていただきます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料につきましては、ごみ処

理手数料で3億9,914万円でございます。10キロ当たり350円で1万1,404トンの搬入量を見込んでございます。平成29年度との比較につきましては、ごみ搬入量が548トンの増、金額にいたしまして1,918万円の増額、5パーセントの増でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節清掃費補助金につきましては、循環型社会形成推進交付金といたしまして3億3,162万円でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子で2万9,000円でございます。

5款繰入金、1項1目1節基金繰入金につきましては、2,000万円でございます。

6款1項1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては、1,000円でございます。

10ページをお願いいたします。7款諸収入、1項1目預金利子、1節清掃組合預金利子につきましては1,000円でございます。

2項1目1節雑入につきましては、8,914万1,000円で、平成29年度と比較いたしますと2,764万1,000円の増額、44.9パーセントの増でございます。主なものにつきましては、1、鉄、アルミ等の有価物売払収入1,208万5,000円、2、カン売払収入2,190万2,000円、3、売却電力料金5,048万5,000円、4、リサイクル品販売収入104万5,000円、5、園芸施設に供給しております蒸気使用料349万円でございます。

11ページをお願いいたします。8款1項組合債、1目衛生債、1節清掃債につきましては、12億1,730万円で平成29年度と比較いたしますと2億2,760万円の減額、15.8パーセントの減でございます。

14ページをお願いいたします。歳出の詳細でございます。1款1項1目議会費につきましては、議会及び議会運営に要する経費を計上いたしております。経常経費のみとなっており29万7,000円でございます。経費につきましては議員報酬及び旅費が主なものでございます。1万1,000円の増額、3.8パーセントの増となっております。

18ページ、19ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、職員の人件費、一般管理費等を計上いたしております。経常及び臨時を併せまして1億4,851万3,000円でございます。平成29年度と比較いたしまして、1,282万5,000円の減額、7.9パーセントの減となっております。表の右側、説明欄の上段をお願いいたします。経常予算は1億4,590万円でございます。人件費につきましては、情報公開及び個人情報保護審査会委員3名の報酬2万4,000円、行政不服審査会委員3名の報酬2万4,000円、特別職2名及び一般職職員15名及び再任用短時間勤務職員2名分の給料6,123万3,000円、職員手当等5,469万3,000円及び共済費1,941万2,000円でございます。

19ページの下段をお願いいたします。臨時予算でございます。備品購入費198万5,000円は、ネットワークハードディスクの買い替え及び老朽化により性能が著しく低下したパソコン5台の買い換えでございます。

20ページをお願いいたします。2項1目監査委員費7万9,000円につきましては、監査委員及び

監査事務に要する経費を計上いたしております。監査委員2名の報酬及び旅費の費用弁償が主な内容でございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費の經常経費につきましては、ごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分に要する経費を計上いたしております。臨時経費につきましては、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業に要する経費及びじん芥処理費の臨時経費を計上いたしております。經常及び臨時を併せまして26億1,018万2,000円でございます。平成29年度と比較いたしまして4億8,620万6,000円の減額、15.7パーセント減となっております。

表の右側、説明欄の上段をお願いいたします。經常予算は9億8,936万3,000円でございます。需用費の8,837万6,000円の主なものをご説明いたします。光熱水費3,777万8,000円につきましては、電気料金、上水道料金及び下水道料金の合計でございます。医薬材料費3,742万7,000円は、ダイオキシン類、塩化水素等を除去するための活性炭入り消石灰、ボイラー用薬品、排水処理用薬品等の購入費用でございます。

中段に移りまして、委託料5億8,393万2,000円でございます。主なものをご説明いたします。ごみ焼却処理施設等管理業務委託料3億3,158万6,000円につきましては、焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等の運転管理及び保守点検業務を委託するものでございます。浸出液処理施設管理業務委託料727万5,000円につきましては、浸出液処理施設の運転管理及び保守点検業務を委託するものでございます。ビン再資源化処理業務委託料2,615万8,000円につきましては、ガラス・ビンの再資源化処理及び収集運搬を委託するものでございます。各種分析調査業務委託料1,575万2,000円につきましては、施設の運転管理の状況を把握するため、ばい煙、ダイオキシン類、臭気、水質等の分析調査業務を委託するものでございます。焼却灰収集運搬再生化処理業務委託料その1、1,422万9,000円につきましては、A炉及びB炉の飛灰を再生処理する施設まで運搬及び再生化処理する業務を委託するものでございます。焼却灰収集運搬再生化処理業務委託料その2、1億2,586万4,000円につきましては、C炉及びD炉の飛灰を再生処理する施設まで運搬及び再生化処理する業務を委託するものでございます。キレート灰収集運搬埋立処理業務委託料その1、2,799万4,000円につきましては、キレート処理いたしました飛灰を民間の最終処分場まで運搬及び埋め立て処分する業務を委託するものでございます。焼却残渣収集運搬処理業務委託料2,106万円につきましては、処分場の延命化を図るため焼却残渣を民間の最終処分場まで運搬及び埋め立て処分する業務を委託するものでございます。

工事請負費3億1,128万3,000円の主な内容につきましては、焼却炉及び廃熱ボイラー、ごみ投入クレーン、ごみ処理施設機器、コンプレッサー、排ガス分析装置及び粗大ごみ処理施設等の整備工事を実施するものでございます。

続きまして、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業、臨時予算をお願いいたします。臨時経費は16億1,544万円でございます。委託料1,007万4,000円は、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事施工監理業務委託料で、改良工事の施工監理業務を委託するものでございます。工事請負費16億536万6,000円は、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事で、ごみ焼却施設の長寿命化を図る工事となっております。委託

料及び工事請負費ともに平成28年度から平成30年度までの継続費の平成30年度分となっております。

2目センター運営費259万9,000円につきましては、リサイクルセンターの運営に要する経費を計上いたしております。

26ページをお願いいたします。運営費の主なものは、委託料228万8,000円で、佐倉市や酒々井町からの放置自転車、あるいは、粗大ごみとして搬入された家具等を再使用するための再生業務をシルバー人材センターに委託いたそうとするものでございます。

30ページをお願いいたします。4款1項公債費、1目元金1億8,208万4,000円につきましては、平成14年度から16年度の100トン炉増設事業に伴う2件の地方債償還金の元金でございます。次に2目利子708万6,000円につきましては、元金同様に2件の地方債償還金の利子及び平成28年度から実施しておりますごみ焼却施設基幹的設備改良工事の平成28年、平成29年度借入分の利子でございます。

34ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費2万9,000円でございます。これは財政調整基金の利子分について、基金に積立していたそうとするものでございます。

38ページをお願いいたします。6款1項1目予備費は、200万円でございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。平成30年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金総括表でございます。佐倉市の負担金の合計額は7億9,206万円、酒々井町の負担金の合計額は1億357万7,000円で、負担割合はそれぞれ88.44パーセントと11.56パーセントの割合となります。

次に平成30年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金算出基礎表でございます。

(1) 事務事業費負担金につきましては、人口割50パーセント、利用割50パーセントで算出いたしており、負担額は合計で6億5,994万7,000円でございます。負担割合は、佐倉市88.07パーセント、酒々井町11.93パーセントでございます。

(2) 建設事業費負担金につきましては、予算編成時における当該年度の10月1日現在の住民基本台帳人口に基づき、佐倉市89.35パーセント、酒々井町10.65パーセントとしており、負担額は合計で2億5,569万円でございます。平成28年度よりごみ焼却施設基幹的設備改良事業分を加算いたしております。

(3) 調整負担金マイナス2,000万円につきましては、構成市町の財源補填分として、それぞれ事務事業費割にて負担金の調整をいたそうとするものでございます。

次の42ページから47ページまでは給与費明細書となっております。説明は省略させていただきます。

48ページをお願いいたします。継続費についての平成28年度末までの支出額、平成29年度末までの支出額又は支出額の見込み及び平成30年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。3カ年の総額が47億3,768万4,000円でございます。3カ年の財源内訳といたしまして、国庫支出金12億6,996万5,000円、地方債32億7,030万円、一般財源1億9,741万9,000円となっております。

49ページは債務負担行為に関する調書、50ページは地方債に関する調書でございます。説明は省

略させていただきます。以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号をお願いいたします。平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第3号でございます。

1 ページをお願いいたします。読み上げさせていただきます。

平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第3号）

平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,950万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,689万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成30年2月13日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。2款使用料及び手数料647万5,000円の増額、7款諸収入6,302万9,000円の増額をいたそうとするものでございます。歳入合計、既定額35億5,739万3,000円に、補正額6,950万4,000円を増額いたしまして、歳入合計を36億2,689万7,000円にいたそうとするものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。2款総務費336万2,000円の減額、3款衛生費955万8,000円の減額、5款諸支出金8,242万4,000円の増額をいたそうとするものでございます。歳出合計、既定額35億5,739万3,000円に、補正額6,950万4,000円を増額いたしまして、歳出合計を36億2,689万7,000円にいたそうとするものでございます。

4 ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。2件の債務負担行為の追加でございます。事業についてご説明をいたします。新設昇降機保守点検業務委託につきましては、期間を平成29年度から平成32年度まで、限度額232万9,000円にて設定をいたそうとするものでございます。債務負担の期間が平成30年3月31日で終了することから平成30年4月1日から業務を行うため、平成29年度中に契約業務をいたそうとするものでございます。事務局関係の平成30年度通年業務につきましては、期間を平成29年度から平成30年度まで、限度額2億4,375万2,000円にて設定をいたそうとするものでございます。内容につきましては、平成30年度通年業務のうち平成30年4月1日から業務を行うために、平成29年度中に契約業務をいたそうとするものでございます。平成30年度通年業務の詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

5 ページ以降は平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算事項別明細書でございます。細部につきましては8ページからご説明をさせていただきます。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。2、歳入でございます。主なもののみご説明させてい

ただきます。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料につきましては、ごみの搬入について185トンの増加が見込まれることから、647万5,000円を増額するものでございます。7款諸収入、2項1目1節雑入につきましては、6,302万9,000円を増額でございます。主な内容につきましては、売却量の増加に伴うカン売払い収入の2,138万3,000円を増額でございます。

10ページをお願いいたします。3、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。表の右側、説明欄の上段をお願いいたします。経常予算は394万9,000円の減額補正でございます。2節一般職職員給料につきましては、400万円の減額、4節職員共済組合負担金につきましては、100万円の減額でございます。内容につきましては、平成28年度と比較し職員1名が減少したことによる減額補正でございます。臨時予算は58万7,000円を増額補正でございます。18節備品購入費につきましては、新規採用職員用パソコン2台の購入及び財務会計用のプリンタの買い替えでございます。

12ページをお願いいたします。3款衛生費、1項清掃費、1目じん芥処理費でございます。経常予算のみ955万8,000円の減額補正でございます。表の右側、説明欄の上段をお願いいたします。11節需用費につきましては705万1,000円の減額でございます。内容についてご説明をいたします。医薬材料費につきましては、今年度から実施している飛灰処理用薬品が設計単価に対して入札単価が大幅に下落したことに伴う減額でございます。13節委託料につきましては、ビン再資源化処理業務委託料223万8,000円の減額でございます。内容につきましては、ビンの搬入量の減少に伴う委託金額の減額でございます。27節公課費につきましては、汚染負荷量賦課金の執行差金17万9,000円の減額でございます。

次に14ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費でございますが、8,242万4,000円を増額補正し、合計で1億1,679万3,000円を積立いたそうとするものでございます。平成29年度末財政調整基金残高につきましては3億8,841万2,000円となる予定でございます。

16ページから21ページまでは給与費明細書、22ページは継続費に関する調書でございます。説明は省略をさせていただきます。

23ページをお願いいたします。債務負担行為で平成30年度以降にわたるものについての平成28年度末までの支出額又は支出額の見込み及び平成29年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。4ページでご説明させていただきました第2表、債務負担行為補正と同様の内容でございます。

24ページをお願いいたします。付表、平成30年度通年業務に関する一覧でございます。こちらは、4ページの第2表、債務負担行為補正でご説明させていただきました、事務局関係の平成30年度通年業務の詳細でございます。平成30年度当初から実施する事業で、平成29年度中に入札契約を行う必要のあるものについて、搬入路清掃業務委託から次ページのリサイクルセンター業務委託（その2）まで計14件を債務負担行為に追加いたそうとするものでございます。以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

議案第3号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第3号、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年2月13日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページに改正条例を添付してございます。制定内容でございますが、千葉県人事委員会勧告に準拠し、一般職職員の給与に関する条例を一括して改正いたそうとするものでございます。給与制度の見直しの内容は、平成29年度から一般職職員の給料表を平均0.2パーセント引き上げ、地域手当の支給割合を9パーセントから9.2パーセントに引き上げ、一般職職員の勤勉手当を0.1月分引き上げいたそうとするものでございます。当清掃組合の給与条例は、構成市町である佐倉市に準拠しており、佐倉市において平成29年11月議会にて議決されており、清掃組合においても同様に改正をいたそうとするものでございます。以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

議案第4号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第4号、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年2月13日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページに制定条例を添付してございます。制定内容でございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律により、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され平成29年10月1日に施行されました。本改正により、非常勤職員の育児休業について子の養育の事情を考慮し、特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは例外的に子が2歳に達するまで育児休業ができるよう一部改正いたそうとするものでございます。以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村孝治） これより議案第1号から議案第4号に対する質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、質疑については一問一答にてお願いいたします。

それでは、議案第1号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 質疑はなしと認めます。

これより、議案第2号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 質疑はなしと認めます。

これより、議案第3号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村孝治） 質疑はなしと認めます。
これより、議案第4号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村孝治） 質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。
これより、議案第1号から議案第4号に対する討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村孝治） 討論はなしと認めます。討論は終結いたします。
これより採決を行います。議案第1号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（中村孝治） 挙手全員であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第2号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（中村孝治） 挙手全員であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第3号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（中村孝治） 挙手全員であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第4号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（中村孝治） 挙手全員であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

- 議長（中村孝治） 以上をもちまして、平成30年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時22分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 中 村 孝 治

署名議員 平 野 裕 子

署名議員 久 野 妙 子